

被保険者 **【退職者用】 出産育児一時金請求書**

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者証 記号		番号							
	被保険者氏名	(フリガナ)				資格取得 年月日	S・H・R	年	月	日
	生年月日	S・H	年	月	日	資格喪失 年月日	H・R	年	月	日
	(被扶養者が分娩したとき) 分娩者氏名					生年月日	S・H	年	月	日
	上記のとおり申請いたします。									
住所： 〒 -										
被保険者 氏名：										
R 年 月 日										

医 師 ・ 助 産 師 証 明 欄	分娩者氏名		生年月日	S・H	年	月	日
	分娩予定日	R	年	月	日	分娩日	R 年 月 日
	生産または死産の別 (いずれかにチェックしてください) →	<input type="checkbox"/> 生産 <input type="checkbox"/> 死産 (妊娠 週 日)					
	出生児数 (いずれかにチェックしてください) →	<input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎 (児)					
	上記のとおり相違ありません。						
医療機関所在地 〒 -							
医療機関名称							
医師・助産師氏名							
R 年 月 日							

出産育児一時金支給申請の前に必ずご確認ください

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人および被扶養者となっている家族が出産し、直接支払制度・受取代理制度を利用しなかった場合に申請する手続き。 ・妊娠85日（12週と1日）以降の出産であれば、生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を問わず対象となる。 ・被保険者期間が継続して1年以上ある被保険者本人が、資格喪失後6カ月以内に出産した場合も対象となる。 また、任意継続被保険者で、強制被保険者期間が1年以上あり、任意継続被保険者資格喪失後6カ月以内に出産した場合も対象となる。 なお、被保険者の資格喪失後に被扶養者が出産した場合は対象外。
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額は健康保険法に準じるため、 下記、日本生命健康保険組合 社外HPを参照。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> 日本生命健康保険組合 社外HP > こんなとき > 出産したとき > 出産育児一時金・家族出産育児一時金 > 解説 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">  </div> <p>※被保険者出産育児一時金、配偶者・家族出産一時金はいずれか一方しか受給できない。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ①医師・助産師の証明を受けられない場合は、 母子手帳の1ページ目に記載されている「保護者の記入欄」「出生届済証明」（写） ②医療機関等に支払った、産科医療のスタンプ押印済の「領収証」（写） ③医療機関等から交付される「直接支払制度に係る代理契約を医療機関等としない旨」が記載された合意文書 ④健康保険資格喪失後の分娩の場合は、現在加入の健康保険証（写） <p><海外で出産した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①出産した事実が確認できる書類 (医師・助産師の証明または領収書の写し) ②同意書
提出締切	<p>健保組合に毎月10日までの到着分は、原則翌月給与処理にて支給する。(不備のない場合) 関係会社職員は関係会社経由、退職者は退職時の所属経由、任意継続および特例退職の被保険者は登録口座へ支給。</p>